

業務従事者講習を受講しましょう！

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ご承知のとおり「営業者」は、クリーニング業法により、従事者の中からその従事者
者の数に5分の1を乗じて得た数（1に満たない場合は1）の者を選び、3年を超えない期
間ごとに、都道府県知事が指定した講習を受けさせなければなりません。

このたび、令和2年度の講習について、神奈川県知事の指定を受けた（公財）全国生活衛
生営業指導センターからの委託を受け、当指導センターが開催しますので、是非受講されます
ようご案内いたします。開催案内は、別添をご覧ください。

なお、講習受講修了者には、修了証書および修了済みステッカーが交付され、全国センター
を通じ、修了者名を神奈川県知事に報告いたします。

また、会場での受講が困難な方を対象とした自宅学習による通信制(第2型)も開催します。

♣ 通信制については、下記までお問い合わせください。

<申込先・問い合わせ先>

公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター

〒231-0005 横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル内

TEL 045-212-1102 / FAX 045-212-1453

E-Mail : kanagawacenter@seiei.or.jp 担当者：桑山

◆◆◆◆◆ 【新型コロナウィルス感染症 感染拡大防止について】 ◆◆◆◆◆

会場での受講を希望される方は、次のことについてご確認をお願いします。

1. 受講当日、会場に来られる方及び同居するご家族の方が、発熱・風邪等の
症状がある場合は、来場を控えてください。
2. マスクの着用をお願いします。

◆ 各会場で定員を設けていますが、状況により入場制限等を行う場合があります。

当センターとしても感染防止に努めますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。